

## 運行車両の変更について

### 1. 前回会議での指摘事項

青柳ルートは車幅 1.69m の車両で運行する予定だったが、このルートについても車幅 1.88m の福祉タクシー仕様で運行すべきでないかとの強い意見があった。

### 2. 車両制限令と極少指定

(1) 交通量調査結果→当該道路（南 19-15 号）の 6 時～18 時までの 12 時間交通量は 104 台であった。昼夜率 1.4 を考え日交通量に換算しても 152 台と市における極少指定基準の 300 台を大きく下回る結果となった。

(2) 11/28（木）に実施された警視庁交通部交通規制課の実査をうけて当該道路において車幅 1.88m の福祉タクシー仕様の車両が運行可能となった。なお、安全に対する配慮事項として極少指定区間の安全運行マニュアルを作成することとなった。

(3) 平成 25 年 12 月 2 日付、車両制限令第五条第一項の規定に基づき、国立市道南 19-15 号線を極少指定道路とする。

### 3. 車両最終仕様の決定

必須装備～料金箱、乗降中ランプ、対停留所待ち客へのスピーカー、車載無線機

### 4. 用意する車両

(1) トヨタハイエース福祉タクシー仕様（車幅 1.88m）を 3 台

(2) トヨタハイエース福祉車両 C 仕様（車幅 1.69m）を 1 台（予備車）